

岡崎市指定管理者制度導入に関する方針

令和3年4月改訂版

岡 崎 市

目 次

	ページ
第 1 指定管理者制度導入基準	1
第 2 施設自体の見直しについて	1
第 3 指定管理者制度における基本的な考え方	1
1 公募について	
1-2 公募による指定管理者で、評価結果による非公募とする場合の 条件	
2 指定期間について	
3 使用許可について（使用許可権限がある場合）	
4 利用料金制について	
5 欠格事由について	
6 指定管理者候補者選定委員会の設置について	
7 入札参加資格者名簿の登載について	
8 選定基準について	
9 予算との関係について	
10 指定管理料の精算について	
11 行政財産の目的外使用許可について	
第 4 指定管理者制度導入までの手続	4
1 公の施設設置条例の改正	
2 公募の手続	
3 指定管理者候補者選定委員会の開催	
4 指定管理者の指定	
5 協定書の締結	
第 5 指定管理者制度導入後の留意点	5
1 事業報告書の提出について	
2 モニタリング（継続監視）について	
3 事業報告の聴取等について	
4 指定の取消し及び管理業務の停止について	
5 指定管理者の監査について	
6 関係条例等について	
参考資料	
1 公の施設とは	
2 指定管理者制度と直営の業務委託の比較表	
3 個別法で管理主体が市に限定される施設の指定管理者制度導入可能 領域	

第1 指定管理者制度導入基準

公の施設の適正な管理が確保されることを前提に、指定管理者に管理を行わせることが効果的であると総合的に判断される場合には、指定管理者制度を導入することとします。特に、開館時間の延長や休館日の見直しなど、サービスの向上につながる場合や、民間事業者等のノウハウを活かした多種・多様なサービス提供が可能となる場合、利用料金制を導入することにより経営面で大きな改善につながる場合などは積極的に指定管理者制度導入を検討することとします。

指定管理者制度を導入する基準は次に示すとおりとしますが、法令により管理者が設置者たる市に限定されている場合等は市の直営とします。

<指定管理者制度導入基準>

指定管理者に管理を行わせることが望ましい施設	直営が適当と認められる施設
①単純な管理業務を行っている施設 ②市以外でも同様・類似の施設が設置されている施設 ③使用料により運営を行う収益的施設 ④民間事業者等のノウハウの活用により、市民ニーズに応じたサービスの向上や利用者の増大、コスト削減が見込まれる施設	①高度な中立性や厳格な個人情報管理が求められる施設 ②政策的な企画立案や調査研究などを必要とする施設 ③短期のうちに廃止するなど方針変更が見込まれる施設 ④直営のほうが低価なコストで管理できることを客観的に説明できる施設 ⑤施設の性格上、市が責任を持って直接管理する必要がある施設 ⑥個別の業務委託により効率的な管理ができる小規模な施設

第2 施設自体の見直しについて

設置当時は市が設置・管理することが要請される施設であっても、現在ではその必要性が薄れた施設（競合施設が存在する施設）は、廃止や民間への譲渡、用途変更を検討するものとします。

第3 指定管理者制度における基本的な考え方

1 公募について

公の施設に指定管理者制度を導入する場合は原則公募とします。ただし、施設の設置目的等に沿った適正な管理を図るために必要と認められるとき、その他市長が特別の事情があると認めるときは、公募しないことができることとします。公募せずに特定の団体を指定することができるのは、次のいずれかに該当する場合とします。

<非公募とすることができる基準>

- ①施設の設置目的等に沿った適正な管理を確保するうえで団体が特定される場合
 - ②PFI事業者又は公募設置管理制度の認定計画提出者（都市公園法第5条の6第1項に規定する者）を指定することが効果的であると認められる場合
 - ③近い将来、施設の廃止や大規模改修、民営化等を予定している場合又は施設の管理に関わる計画の策定を行う等5年間の事業計画に大きな影響を及ぼすおそれのある場合
 - ④地域密着型施設で、地域住民等により構成される団体（以下「地元団体」という。）を指定する場合
 - ⑤社会福祉施設などで継続性が特に必要な場合
 - ⑥施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
 - ⑦既に指定管理者制度を部分的に導入している施設の全部に指定管理者制度を導入する場合など、現施設と一体的に管理することが効果的であると認められる場合
 - ⑧指定管理期間を直営で運営した場合に、施設の平均年間管理経費が1千万円を下回る事が試算される場合
 - ⑨公募により指定された指定管理者で、過去の評価結果が優良で再度指定することが効果的又は効率的な場合
- ※ これらの施設についても、当該施設を取巻く社会情勢の変化を見定めながら、公募による選定を含め、施設のあり方を見直すものとする。
- ※ ③を理由とした非公募は指定期間を必要最低限の期間とする。
- ※ ⑨を理由とした非公募は次期指定管理期間の1期5年までを上限とする。

1-2 公募による指定管理者で、評価結果により非公募とする場合の条件

評価結果による非公募は、次の条件を全て満たす場合に限るものとする。

- (1) 当該施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと。
- (2) 建替えや大規模修繕による施設の仕様変更が計画される場合は、計画に応じた指定管理期間とすること。
- (3) 次期指定の協定条件について、市と指定管理者の双方が合意できること。

2 指定期間について

非公募とすることができる基準②に該当する場合を除き、原則5年とします。

ただし、施設の設置目的等に沿った適正な管理を図るために必要と認められるとき、又は特別な事情があると認められるときは、公の施設ごとに適切な期間を定めることができることとします。

3 使用許可について（使用許可権限がある場合）

使用許可については、利用者に対するサービスの向上や効率化の観点から、指定管理者に行わせることとします。

使用許可を行わせるにあたっては、市民の平等利用の確保を図るため、使用許可に係るマニュアルや許可の基準を明確にし、指定管理者に遵守させる必要があります。許可の名義は、指定管理者（団体の代表者）となりますが、指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分（使用許可の取消し等）についての不服申立ては、

市長に対する審査請求として処理することになります（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 4 第 3 項）。

4 利用料金制について

使用料を徴収する施設については、利用料金制を採用することで指定管理者の自立的な経営努力が発揮でき、会計事務の効率化が図られるため、施設の性格等に注意しつつ、前向きに検討することとします。

なお、指定管理者が利用料金を定めるに当たっては、条例で定められた使用料の額の範囲内で市の承認を受けることが必要であり、指定管理者が完全に自由に利用料金を定められるものではありません。

5 欠格事由について

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の申請をすることも、指定を受けることもできません。施設の設置目的等に応じて、さらに応募条件を付すことも可能ですが、条件をつけるほど指定管理者の門戸を狭めることにもつながるため、あくまでも適正な管理を行うための条件でなければなりません。

<欠格事由>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されている団体②本市から指名停止措置を受けている団体③法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市から指定を取り消されたことがある場合、その取消しの日から 2 年を経過していない団体④「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 24 日合意）に基づく排除措置対象となっている団体⑤国税、県税及び市税が課税される団体にあつて、それらを滞納している団体⑥次に該当する者が役員又は配置する職員になっている団体<ul style="list-style-type: none">ア. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者イ. 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
|---|

6 指定管理者候補者選定委員会の設置について

岡崎市附属機関設置条例及び岡崎市附属機関の設置及び運営に関する指針に基づき、各施設の所管ごとに『指定管理者候補者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）を随時設置し、施設の設置目的等に応じて定める選定基準に基づき申請書類を審査し、施設の管理を行わせるのに最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。選定委員会の開催にあたっては、原則として、利用する市民や外部有識

者等を選定委員に加えることとします。

選定委員会の会議は、具体的な団体の技術情報や信用情報が審議の内容に含まれること、選定委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれないようにすることから非公開としますが、公募した場合の選定結果及び選定理由は速やかに公表し、すべての申請団体に通知するなど、透明性の確保を図ることとします。

7 入札参加資格者名簿の登載について

申請者は選定委員会で申請者の審査を開始するまでに本市の入札参加資格者名簿に登載された者であることを必須とします。

ただし、申請者が法人格のない地元団体である場合は、対象外とします。

8 選定基準について

選定基準は各所管課で作成し、選定委員会で決定することとします。提案を重視した選定を行う場合には、提案審査の項目と配点を多くし、施設目的に沿った目標の提案を求めるよう努めてください。逆に単純な管理業務を行う施設については、提案額の配点を多くするなど、当該施設の性格に沿った最適な指定管理者候補者を選定するための工夫が必要です。なお、申請書類の審査だけで選定することが困難な場合は、ヒアリングや面接を行うこととします。

9 予算との関係について

指定管理者の指定には予算措置が必要であるため、指定の議決と同時に債務負担行為の議決を経ることが必要となります。管理に要する経費の支出科目は委託料とします。

10 指定管理料の精算について

管理業務が適正に執行されているならば、経営努力の結果指定管理者に余剰が生じても、それは経営努力として評価することができるため、次のもの以外は原則精算を行わないこととしますが、精算の考え方は、指定管理者と協議のうえ、個別に定めることは差し支えありません。

- 備品修繕費、建物修繕費（原則 1 件 100 万円未満を対象とする）
- 利用料金制を採用した場合の使用料の減免利用者分の利用料金

11 行政財産の目的外使用許可について

市が要求する業務を行うために（ただし、当該業務が仕様書等に明記されている場合に限る。）公の施設に自動販売機、売店、喫茶室などを設置する場合は、市長が認める場合を除き、原則施設管理の範囲内の業務と捉え、施設の目的内の使用とみなします。その他当該業務以外で使用する場合（自主事業）または施設の設置目的外の使用を市長が認める場合は、目的外使用申請者に対し行政財産の目的外使用許可を行い、目的外使用料を徴収することとします。

第 4 指定管理者制度導入までの手続

『岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例』及び『同条例施行規則』に基づき、手續を行います。

1 公の施設設置条例の改正

指定管理者に管理を行わせることができる旨の改正を行うとともに、指定管理者が行う管理の業務について、施設の設置目的に応じた具体的範囲を規定します。

また、指定管理者制度導入を機に、施設の設置目的の規定も見直しを行い、画一的なサービスが必要な施設であればその目的を限定することで公共性を確保し、逆に、個性的で創造的な活動を行うことができる施設であれば、民間のノウハウを十分に活かすことができるような目的の設定が必要です。

2 公募の手續

公募にあたっては、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用し、公募期間中の早い時期に説明会を開催します。公募期間は、施設の規模や内容を勘案して個別に判断することとしますが、最低でも 1 ヶ月は確保することとします。公募期間中に寄せられた質問（説明会での質問も含む）に対する回答は公表し、公平性と透明性を図るよう努めなければなりません。

3 指定管理者候補者選定委員会の開催

申請書類等に基づき、管理基準を満たしている者の中から最適な団体を指定管理者候補者として選定し、すべての申請者に結果を通知及び公表します。なお、欠格条件に該当する者及び選定基準を満たさないものについては失格とします。

4 指定管理者の指定

選定委員会で選定された団体は、指定管理者候補者として優先交渉権を得ることになり、市との協議後、議会の議決を経て正式に指定管理者となります。総務文書課が指定する「ヒアリング資料」に指定管理者候補者選定結果の概要を記載します。指定管理者の決定後速やかに、岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則に基づいて定めた様式により指定の通知をします。

5 協定書の締結

指定の通知後、基本的事項を定める基本協定書を締結します。指定管理料の額や支払方法などの細目的事項については、別に年度協定書を締結します。

第 5 指定管理者制度導入後の留意点

1 事業報告書の提出について

市は指定管理者に対し、管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況などを記載した事業報告書を毎年度終了後 50 日以内に提出させなければなりません。

2 モニタリング（継続監視）について

市は、指定管理者が事業計画書に基づいた適正な管理を行っているかどうかを確認し、万一サービス低下につながる恐れがある場合は、必要に応じた改善措置をとる必要があります。モニタリングは「指定管理業務評価、モニタリングに関するガイドライン」に沿って、継続的な監視に努めることとします。

3 業務報告の聴取等について

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理が適正に行われていることを確認するため、次のような場合には、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求めたり、実地調査や必要な指示をしたりすることができます（法第 244 条の 2 第 10 項）。

- 正当な理由がないのに、公の施設を利用することを指定管理者が拒んだとき
- 公の施設を利用することについて、指定管理者が不当な差別的取扱いをしたとき
- 施設の形態を市の承認を得ることなく変更したとき
- 経営効率を重視するあまり、要員の配置や施設の管理が不適正となっているとき

4 指定の取消し及び管理業務の停止について

次のような場合には、指定の取消し、又は管理業務の全部又は一部停止の命令をすることができます（法第 244 条の 2 第 11 項）。

- 市の指示に従わないとき
- 経営状況が著しく悪化するなど、管理業務を継続することに重大な支障が生じる又は生じる恐れがあると市が認めるとき
- 関係法令、条例、規則又は協定に違反したとき
- 岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除対象法人等に該当すると認められたとき
- その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務を継続することが適当でないと市が認めるとき

5 指定管理者の監査について

指定管理者による管理の適正化を図るため、次のとおり監査を行うことができます。監査権の及ぶ範囲は、行わせている管理に係る出納その他の事務の執行であり、経営全般にわたる出納その他の事務の執行まで対象となるものではありません。また、監査のため必要があると認めるときは、指定管理者に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができます。

- 監査委員による監査（法第 199 条第 7 項・第 8 項）
監査委員は、必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、指定管理者が行う公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について監査を行うことができます。
- 包括外部監査人による監査（法第 252 条の 37 第 4 項）
包括外部監査人が必要と認めるときに、指定管理者が行う公の施設の管理に係

る出納その他の事務の執行について監査を行うことができます。

- 個別外部監査人による監査（法第 252 条の 42 第 1 項）
地方公共団体の長からの要求に応じて、指定管理者が行う公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について監査を行うことができます。

6 関係条例等について

- 岡崎市公契約条例
指定管理者制度も公契約の対象となります。適正な労働条件の確保のための指導等、適正に事務を執行することとします。
- 岡崎市個人情報保護条例
個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間に締結する協定書に盛り込むこととします。なお、条例に違反したときは罰則の条項が適用されます。
- 岡崎市情報公開条例
情報公開を推進するために必要な事項を、指定管理者との間に締結する協定書に盛り込んだり、必要な措置を講じたりするよう指導に努めることとします。
- 岡崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例
包括外部監査人は、必要があると認めるときは、指定管理者の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものの監査を行うことができます。
- 岡崎市市税条例及び同規則
指定管理者制度導入施設において利用料金制を採用する場合（主として利用料金により公の施設の管理事業を行うと認められる場合に限る）は、施設の性格等から見て用途非課税措置が講じられているものを除き、事業所税は資産割・従業者割とも課税対象となります。利用料金制を採用しない場合は、資産割は非課税とし、従業者割は指定管理者の態様により、課税されることがあります。

參考資料

1 公の施設とは

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（法第 244 条第 1 項）

(例) 福祉施設（保育所、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設など） 社会教育施設（学校、図書館、美術館、博物館、自然の家など） スポーツ施設（体育館、野球場、プールなど） 会館施設（市民会館、公会堂など） 公民館 コミュニティ施設 保健医療施設（保健センター、病院など） 基盤施設（駐車場、道路、河川、水道施設、下水道終末処理場など） 宿泊休養施設（国民宿舎など） 公園、公営住宅、霊園・斎場、産業振興施設 など
--

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。（法第 244 条の 2 第 3 項）

2 指定管理者制度と直営の業務委託の比較表

	指定管理者制度	直営の業務委託
受託主体	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可。議会の議決を経て指定される。	限定なし ※議員、長についての兼業禁止規定あり（法第 92 条の 2、第 142 条）
法的性格	管理代行 指定（行政処分）により、公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任	私法上の契約関係 契約に基づく個別の事務または業務の委託
公の施設の管理権限	指定管理者が有する ※管理の基準、業務の範囲は条例で定める	設置者たる市が有する
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる	受託者にはできない
基本的な利用条件の設定	条例で定めることを要し、指定管理者にはできない	受託者にはできない
不服申し立てに対する決定 行政財産の目的外使用許可 使用料の強制徴収	指定管理者にはできない	受託者にはできない
利用料金制度	採ることができる	採ることはできない

3 個別法で管理主体が市に限定される施設の指定管理者制度導入可能領域

施設名 (施設の種別)	所管省庁名 (根拠法令)	指定管理者の行いうる業務の範囲
病院・診療所 (医療施設)	厚生労働省 (医療法)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療本体の業務（診療行為、療養上の世話など） ・医師などの診療又は患者の入院などに影響を与えない業務（受付、会計事務など） ・食事の提供や医療機器の保守点検などの業務 ※営利法人を指定管理者とすることは不可
社会福祉施設	厚生労働省 (社会福祉関係各法)	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての業務 ※児童自立支援施設への制度導入は不可
市営住宅	国土交通省 (公営住宅法)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体の業務の補助（募集案内の作成、申込書の配布、入居決定通知の発送、家賃の通知、入居手続事務など） ・私人の公金取扱の規定に基づく家賃、敷金の徴収 ・事実上の業務（メンテナンス、清掃、修繕、植栽管理など）
下水道	国土交通省 (下水道法)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場施設の維持管理（施設の運転管理、水質・汚泥の検査分析、沈砂・汚泥の運搬、機器の保守・点検、薬剤などの管理・調達、施設の清掃・植栽管理） ・管路施設の維持管理（施設の清掃、施設の調査・補修） ・使用料の徴収（下水道使用料の徴収）
河川 (一級・二級・準用)	国土交通省 (河川法)	行政的判断や行政権の行使を伴わない業務（河川の清掃・除草、河川の利用に資する軽微な補修、河川の利用確保・増進、河川管理施設の操作など）
道路	国土交通省 (道路法)	行政的判断や行政権の行使を伴わない業務（道路の維持・修繕・清掃・駐車料金・占有料などの徴収、道路台帳の調製・保管、占有工事の施行、占有工事計画書の受理、違法放置物件の除去・売却・廃棄、道路標識・区画線の設置、車両通行許可証の交付、長時間放置車両の移動・保管など）
児童福祉施設 (保育所)	厚生労働省 (児童福祉法)	入所者の決定・保育料の決定を除いた業務